平成２１年（フ）第６２５号
金沢市小立野５丁目８番16号
債務者　田村　一恵
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第８３２号
愛知県豊田市清水町１丁目30番地１　オアシスⅡ302号
債務者　大沼　瑞穂
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２８０号
愛知県豊川市新宿町１丁目７番地
債務者　辻本さおり
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２８９号
愛知県豊橋市瓦町133番地―H
債務者　吉用　　剛
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２９６号
愛知県北設楽郡東栄町大字三輪字尾尻平22番地
債務者　梅村　朋義
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第６２８号
兵庫県姫路市八代東光寺町２番17号、旧住所兵庫県姫路市龍野町５丁目12番地
債務者　江原　久代
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７９７号
兵庫県姫路市嵐山町23番地１　嵐山コーポ1105号
債務者　小島　祐子（旧姓四宮）
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８０９号
兵庫県姫路市白浜町乙435番地
債務者　ヘアーサロンたさきこと　田先　　洋
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８３６号
兵庫県高砂市曽根町3017番地
債務者　吉田　愼次
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８５４号
兵庫県加古川市加古川町粟津721番地の４　ジュネス粟津Ⅱ―309号
債務者　福井　隆義
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８７５号
兵庫県赤穂市浜市378―13、住民票上の住所兵庫県揖保郡太子町鵤546番地６
債務者　小西めぐみ（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８７７号
兵庫県加古川市加古川町美乃利622番地の７、従前の住所兵庫県加古川市加古川町河原277番地の１　シティパーク加古川413号
債務者　濱田　愛子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１８８１号
広島市東区温品４丁目18番９号　岡田アパート203号
債務者　原田　　努
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９６８号
広島市安佐南区長楽寺１丁目35番43号、住民票上の住所広島市安佐北区可部８丁目19番６―10号
債務者　日野山利之
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９９４号
広島市佐伯区五月が丘５丁目29番８号
債務者　松本　久美
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９９５号
広島市佐伯区五月が丘５丁目29番８号
債務者　松本　　冠
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９９７号
広島市中区吉島町１番22号
債務者　金井　清史
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０５９号
広島市安佐南区祇園２丁目27番５―201号
債務者　村上　雄介
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
広島地方裁判所民事第４部